

## 附属機関の名称

燕市中央公民館分館推進員等

## 設置の目的

公民館事業を推進するため、燕市公民館条例第2条に規定する各公民館（燕市中央公民館を除く。）にそれぞれ推進員及び運営委員（以下「推進員等」という。）置き、所掌事務を行う。

## 所掌事務

公民館事業の推進及び運営に関する事項を調査し、及び研究すること。

## 委員構成

各公民館ごとに推進員1人及び運営委員5人以内とする。

## 任期

2年（ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）

## 委員名簿

推進員	渡 辺 繁	小中川公民館
推進員	小 林 浩	松長公民館
推進員	横 山 勝 則	川前公民館
推進員	田 中 利 男	南公民館
推進員	相 場 勝 男	藤の曲公民館
推進員	宗 村 義 春	東公民館
運営委員	渡 辺 秀 昭	小中川公民館
運営委員	酒 井 裕 一	小中川公民館
運営委員	野 崎 明 美	小中川公民館
運営委員	石 田 町 子	小中川公民館
運営委員	倉 田 英 子	小中川公民館
運営委員	松 井 正 博	松長公民館
運営委員	竹 田 精 作	松長公民館
運営委員	山 崎 日出夫	松長公民館
運営委員	小 林 昭 一	松長公民館
運営委員	遠 藤 敦	川前公民館
運営委員	苺 羽 トシ子	川前公民館

運営委員	星 野 マサ子	川前公民館
運営委員	佐 藤 克 彦	川前公民館
運営委員	丸 山 光 男	川前公民館
運営委員	小 林 博	南公民館
運営委員	柳 原 興 子	南公民館
運営委員	田 村 利 行	南公民館
運営委員	荒 沢 賢 一	南公民館
運営委員	笠 原 和 子	南公民館
運営委員	荒 川 恭 一	藤の曲公民館
運営委員	深 海 義 明	藤の曲公民館
運営委員	赤 羽 亮 之	藤の曲公民館
運営委員	五十嵐 勝也	藤の曲公民館
運営委員	斉 藤 靖	藤の曲公民館
運営委員	池 田 勝 栄	東公民館
運営委員	関 川 紀 雄	東公民館
運営委員	田 中 正 江	東公民館
運営委員	深 海 三枝子	東公民館
運営委員	深 海 隆 明	東公民館